

中間処理場運営協議会

日時 平成28（2016）年 12月 26日（月）10：00～12：00

場所 中間処理場2階第1研修室

次第

1. 報告事項

- 報告1 第1回協議会について ……資料1
報告2 第1回検討会議の報告 ……資料2

2. 協議事項

- 議題1 対象となる候補地の選定経緯について ……資料3
議題2 施設整備計画について
・本日の検討の対象範囲について ……資料4
・処理施設の組み合わせの検討（ステップ1） ……資料5
・不燃・粗大ごみの中間処理の工程の検討（ステップ2） ……資料6

3. その他

- ① 既存施設及び二枚橋の見学会について
② 第1回協議会要点録の確認について

第1回協議会について

中間処理場運営協議会（平成28年11月16日）

議事

（既存の中間処理場運営協議会の場での協議についての確認は、前回運営協議会で実施済み）

1. 協議会の位置づけについて

資料1、資料2により説明。

清掃関連施設整備基本計画検討会議委員選出 三島委員

2. 協議事項

議題1 清掃関連施設整備基本計画の検討方針について

資料3、資料4、資料5により説明。

- 候補地選定に関する意見交換、協議会の意思形成の流れについて
（処理の工程の検討について。敷地拡大について。検討手順の確認。等）

議題2 その他（処理のあり方の研究）

- 周辺自治体との一部連携に関する研究

（ごみ処理施設の適正配置の観点から広域化検討が求められるところなので、今回の清掃関連施設整備基本計画の中でも、一定の研究を行うことを説明。合理化のためのメリット、デメリット研究をすることを確認）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 第1回（平成28年11月17日）
議事

1. 委嘱式

委員紹介

正副会長の選出 会長：柿崎委員、副会長：次回選出

2. 協議会の位置づけについて

資料1、資料2により説明。

清掃関連施設整備基本計画検討会議委員 次回選出

3. 協議事項

議題1 清掃関連施設整備基本計画の検討方針について

資料3、資料4、資料5により説明。

- 候補地選定に関する意見交換、協議会の意思形成の流れについて
（処理の工程の検討について。敷地拡大について。検討手順の確認。等）

議題2 その他（処理のあり方の研究）

- 周辺自治体との一部連携に関する研究

（ごみ処理施設の適正配置の観点から広域化検討が求められるところ
なので、今回の清掃関連施設整備基本計画の中でも、一定の研究を行う
ことを説明。合理化のためのメリット、デメリット研究をすることを確
認）

第1回検討会議の報告

第1回検討会議が12月5日（月）に開催された。

検討会議の委嘱式が行われ、会長・副会長が選出された。その後、検討会議の位置づけ、清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）等について、資料の説明・意見交換が行われた。

当日配布資料

次第

資料1 「検討会議の位置づけ」

資料2 「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱等」

資料3 「清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）」

資料4 「清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理」

資料5 「第1回協議会の報告」

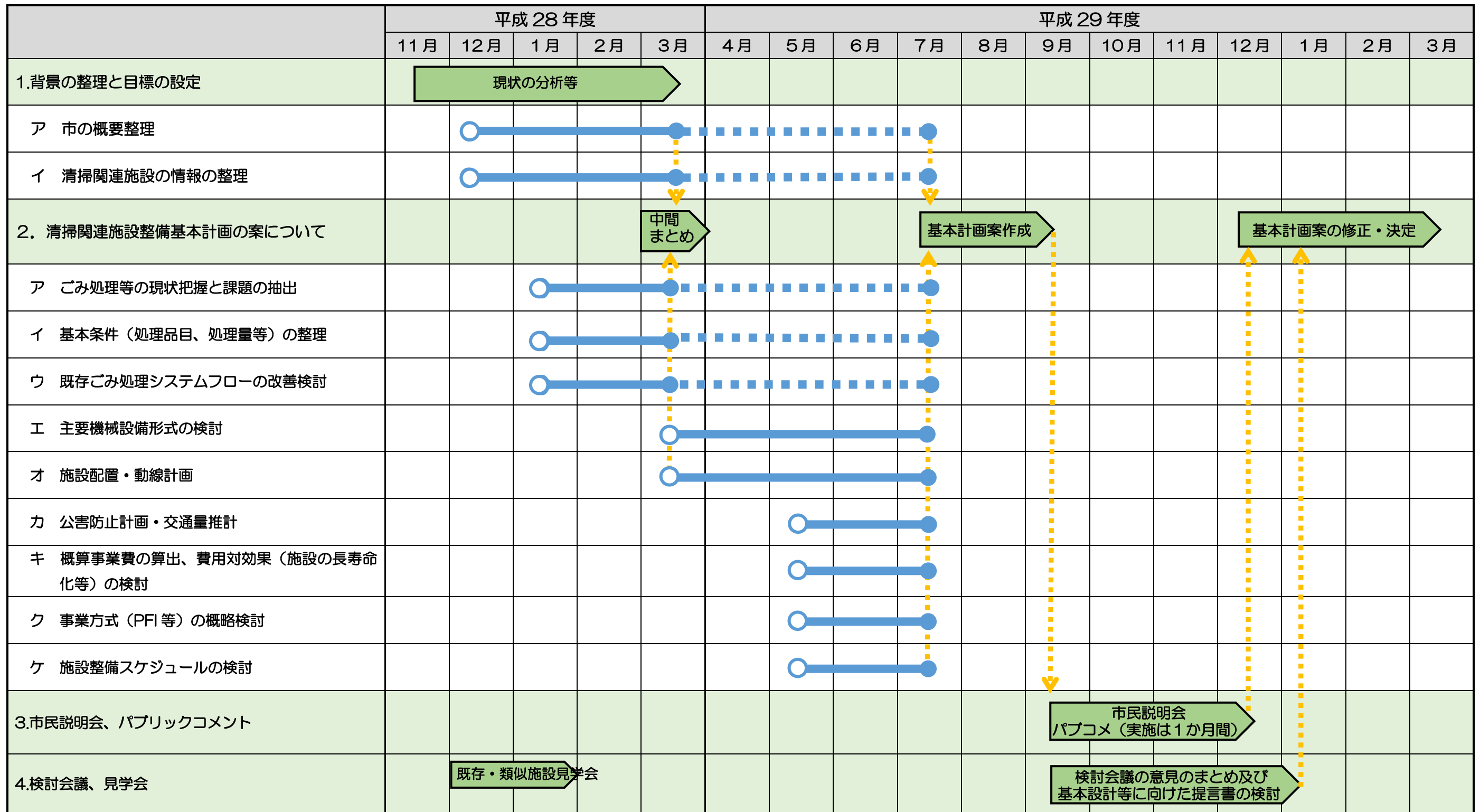
本協議会に関する報告のため資料は省略

第1回協議会資料1、2と同内容のため省略

第2回検討会議の開催予定

1月25日（水）予定

清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール（案）



○ 検討 ● 取りまとめ

清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理

1-1. 市の概要整理

(1) 関連計画の整理

清掃関連施設の検討に関する、本市の関連計画の位置づけは次のとおりである。

- ① 「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年3月）

不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、
 「施設の老朽化等を考慮し、地域住民との協議を進め、施設の再配置に取り組み、安定したごみ処理に努める」

第4次小金井市基本構想は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした市の最上位計画である。基本計画は、基本構想で定めた平成32年度における小金井市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を実現するために本市が取組む施策を具体化・体系化したもので、前期5年が平成27年度に終了することに伴い、平成28年度から32年度までを計画期間とした後期基本計画を策定した。

清掃関連施設については、施策A02-06の取組の中で、「不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化等を考慮し、地域住民との協議を進め、施設の再配置に取り組み、安定したごみ処理に努める」ことが記載されている。

表1.1-1 第4次小金井市基本構想・後期基本計画の概要（抜粋）

計画名称		小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画	
計画期間		平成28年度～平成32年度	
基本構想	将来像	みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市	
	施策の大綱	1 みどりがあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤） 2 ふれあいと活力のあるまち（地域と経済） 3 豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育） 4 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）	
基本計画	廃棄物関連の施策と主な取組	1 みどりがあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）	
		A02 ごみとまちの美化	
		施策 A02-05 循環型社会の形成	①循環型社会に向けての意識啓発 ②発生抑制（リデュース）の推進 ③リユース（再使用）の推進 ④リサイクル（再生利用）、資源化の推進
		施策 A02-06 ごみの処理	①可燃ごみ処理体制の確立 ②清掃関連施設の再配置
	施策 A02-07 まちの美化	①美化活動の推進 ②美化のマナーの確立	

資料：「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年3月）

② 「第2次小金井市環境基本計画」（平成27年3月）

清掃関連施設については、基本施策の中で、「不燃・粗大ごみ処理施設のあり方について検討する」ことが記載されている。

小金井市環境基本計画は、小金井市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。平成26年度に前計画の対象期間が終了したことから、前計画の推進状況を総合的視点から評価し、新たな課題に対応した環境政策のマスタープランとして前計画を見直し、平成27年度から平成32年度までを計画期間とした第2次小金井市環境基本計画として改訂した。

基本施策及び重点的取組は第4章において記載されており、清掃関連施設については、基本施策7.3の取組の中で、「不燃・粗大ごみ処理施設のあり方について検討する」ことが記載されている。

表1.1-2 第2次小金井市環境基本計画の概要（抜粋）

計画名称	第2次小金井市環境基本計画		
計画期間	平成27年度～平成32年度		
将来の環境像	緑・水・生きもの・人 ・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井		
基本目標	1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる 2 緑を守り育てる 3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する 4 自然環境を一体的に保全する 5 公害を未然に防止する 6 小金井らしい景観をつくる 7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる 8 地域から地球環境を保全する		
廃棄物関連の基本施策と取組方針	基本目標	基本施策	取組方針
	ごみを出さない暮らしとまちをつくる	1.ごみを出さない	1 ごみになるものはもらわない・買わない 2 ライフスタイルを変える
		2.資源循環の推進	1 リユースを促進する
			2 分別排出・回収の取組を強化する
			3 グリーン購入を推進する
3.適正な処理	1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す 2 新たな処理施設のあり方を検討する		
4.有機性資源の有効利用	1 生ごみの堆肥化利用を促進する 2 剪定枝等の資源化を推進する		

資料：「第2次小金井市環境基本計画」（平成27年3月）

③ 「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）

「不燃・粗大ごみ中間処理場は、施設全体の老朽化が進んでおり、施設の更新に向けて、環境に十分配慮した計画を策定する」

「廃棄物関連施設は、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進める」ことが記載されている。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定されるもので、本市では、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までを計画期間とした前計画を策定した。

前計画は、中間年での見直しを予定していたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったため、見直しについて延伸してきたが、可燃ごみの処理については、平成26年1月に「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結し、安定的な処理体制について方向性が定まったことから、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、本計画を策定した。

清掃関連施設については、計画項目【廃棄物関連施設の整備】の取組の中で、以下のとおり記載されている。

【廃棄物関連施設の整備】

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

<取組内容>

(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けて、環境に十分配慮した計画を策定していきます。

(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討	開始
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討	開始

表1.1-3 小金井市一般廃棄物処理基本計画の概要（抜粋）

計画名称	小金井市一般廃棄物処理基本計画				
計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度				
将来像	循環型小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～				
目標値	市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値： 平成 36 年度までに基準年度からマイナス 10%減量 356g/人・日以下				
		基準年度 (平成 25 年度)	中間目標年度 (平成 31 年度)	目標年度 (平成 36 年度)	
	家庭系ごみ排出量	396 g/人・日	376 g/人・日 (5.0%) (▲20 g/人・日)	356 g/人・日 (10%) (▲40 g/人・日)	
	内 訳	燃やすごみ	285 g/人・日	269 g/人・日 (▲16 g/人・日)	253 g/人・日 (▲32 g/人・日)
		燃やさない ごみ	35 g/人・日	32.5 g/人・日 (▲2.5 g/人・日)	30 g/人・日 (▲5 g/人・日)
		プラスチック ごみ	54 g/人・日	53 g/人・日 (▲1 g/人・日)	52 g/人・日 (▲2 g/人・日)
		粗大ごみ	21 g/人・日	20.5 g/人・日 (▲0.5 g/人・日)	20 g/人・日 (▲1 g/人・日)
有害ごみ		1 g/人・日	1 g/人・日 (▲0 g/人・日)	1 g/人・日 (▲0 g/人・日)	
基本方針 と計画項目	基本方針	計画項目			
	発生抑制を最優先とした 3 R の推進	①ごみを出さないライフスタイルの推進 ②リユースの推進 ③分別の徹底 ④資源循環システムの構築 ⑤啓発活動の強化 ⑥環境教育・環境学習の推進 ⑦地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 ⑧拡大生産者責任の追及 ⑨事業活動における 3 R の推進 ⑩市施設における 3 R の推進			
	安心・安全・安定的な適正処理の推進	①安心・安全・安定的な収集運搬の推進 ②可燃ごみの共同処理に向けた整備 ③廃棄物関連施設の整備 ④埋立処分量・焼却灰の削減			

資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）

④ 「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」

(平成 23 年 12 月 21 日)

3市合計のごみ排出量、再資源利用量、熱回収量等の目標値を定めている。
また、新可燃ごみ処理施設のほか、日野市内のマテリアルリサイクル推進施設、
国分寺市内のリサイクルセンターの施設を整備予定としている。

循環型社会形成推進地域計画は、各市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえた本地域内（3市域）の循環型社会形成を推進するための基本的な事項や目標、施策を定めている。

整備予定の施設として挙げられているのは、新可燃ごみ処理施設のほか、日野市内のマテリアルリサイクル推進施設、国分寺市内のリサイクルセンターであり、環境省「循環型社会形成推進交付金」を本市の清掃関連施設整備事業に活用するためには、本計画の変更が必要である。

次ページ以降の表等にも変更の必要が生じる見込みである。

表 1.1-4 日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画の概要 (抜粋)

【小金井市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後】

現状(平成22年度)				今後(平成31年度)										
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)					
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理						
可燃ごみ	焼却	委託	東京たま広域資源循環組合 残灰:セメント原料化	15,901	可燃ごみ	焼却	委託	東京たま広域資源循環組合 残灰:セメント原料化	15,064					
										粗大ごみ	可燃性	委託	可燃性粗大ごみ	
														不燃性
不燃ごみ	破砕・選別	小金井市中間処理場	東京たま広域資源循環組合 不燃残渣:埋立 資源物等:委託	813	不燃ごみ	破砕・選別	小金井市中間処理場	1,550						
									プラスチックごみ	リサイクル	委託	2,146	プラスチックごみ	リサイクル
有害ごみ	保管	47	有害ごみ	有害ごみ	保管	47	有害ごみ	47						
									資源物	古紙	(売却)	-	4,729	古紙
布	空缶・古紙等処理場	637	布	空缶・古紙等処理場	721									
						ビン	委託	1,084						
資源物	空き缶・金属	リサイクル (選別・圧縮・保管)	空缶・古紙等処理場	477	空き缶・金属				リサイクル (選別・圧縮・保管)	空缶・古紙等処理場	491			
						スプレー缶	委託	41				スプレー缶	委託	41
資源物	ペットボトルキャップ	委託	-	2	ペットボトルキャップ	委託	-	2						
									トレイ	13	トレイ	13		
													枝木・雑草 ・落ち葉類	119
生ごみ乾燥物	14	生ごみ乾燥物	14											



【つづき】

整備予定の施設					
事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	228t/日	東京都日野市石田1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	H28-30 (次期計画 H31まで)
2	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル推進施設整備事業	56t/日	東京都日野市石田1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	H28-30 (次期計画 H31まで)
参考-1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)国分寺市リサイクルセンター整備事業	未定	東京都国分寺市西恋ヶ窪 4-9-8	(次期計画)
(整備理由)					
事業番号 1	既存の施設が稼働後 24 年以上経過しており、老朽化による修繕費等が膨大な金額となっていることや熱回収等による二酸化炭素の削減などによる地球温暖化対策に対応し、さらなるマテリアル・サーマルリサイクルを実施していくために高効率ごみ発電施設整備を行う。				
事業番号 2	既存の不燃ごみ処理施設が稼働後 31 年以上経過しており、老朽化が激しく、かつ資源循環型社会構築へ向け、より質の高い再生資源を供給していくための施設整備を行う。				
事業番号参考-1	高効率ごみ発電施設竣工に伴い、国分寺市清掃センター工場棟を解体し、もやせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の処理を行うリサイクル施設を整備することにより、市内でのより一層のリサイクル推進を図る。				
実施する計画支援事業					
事業番号	事業名	事業内容	事業期間		
31	高効率ごみ発電施設整備事業（事業番号 1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画の策定 ・環境影響評価に係る調査及び予測評価 ・事業者選定アドバイザー 	H25-28		
32	リサイクル推進施設整備事業（事業番号 2）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設計画の策定 ・環境影響評価に係る調査及び予測評価 ・事業者選定アドバイザー ・土壌調査 ・発注仕様書作成 	H25-29		
33	(仮称)国分寺市リサイクルセンター整備事業（事業番号参考-1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地測量調査 ・施設整備基本計画の策定、発注方式の検討 ・土壌汚染調査（現状調査） ・要求水準書/発注仕様書の策定 ・生活環境影響調査 	H28-30 (次期計画 H31まで)		

資料：「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成 23 年 12 月 21 日）

⑤ 「小金井市地域防災計画」(平成 27 年 2 月)

清掃関連施設に係る事項としては、中間処理場及びリサイクル事業所ががれき処理の仮置場予定地とされている。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市、都及び自衛隊並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的協力機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して、「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震を中心とした災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」を図ることを目的として策定されており、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」の3編からなっている。

清掃関連施設に係る事項としては、中間処理場及びリサイクル事業所ががれき処理の仮置場予定地とされている。仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地であり、仮置場には、簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化することとなっており、仮置場からのがれきの搬出や仮置場から分別して搬出されたがれきの中間処理・再生利用・最終処分にあたっては、民間業者に協力を要請し、効率的に実施するとされている。

表 1.1-5 小金井市地域防災計画の概要（抜粋）

計画名称	小金井市地域防災計画	
計画期間	毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正	
減災目標	目標 1 死者を6割以上減少させる 目標 2 避難者を6割以上減少させる 目標 3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する 目標 4 ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する 目標 5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する	
施策ごとの具体的計画	1 1 住民の生活の早期再建 【ごみ処理、がれき処理】 ■ 小金井市の被害想定	
	被害項目	想定される被害
	建物倒壊棟数	725 棟（全壊）、2,571 棟（半壊）、1,974 棟（焼失）
	がれきの推定発生量	約 25 万トン、約 35 万m ³
	避難人口	30,495 人（避難生活者数は 19,822 人）
	上水道の断水率	42.8%
	下水道管きよ被害率	23.6%
■ 対策の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ・がれきの集積場所等の確保、広域処理体制の構築 ■ ごみ処理の方針・方法		

- ・ 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、庇地の衛生環境の確保を図る。
- ・ 災害時におけるごみ排出は膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処する。

■ がれき処理の計画

<がれきの仮置場の設置>

- 仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として仮置場を設置する。
- 仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。

<仮置場予定地>

施設名	所在地
1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25
2 小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	小金井市中町 3-19-16

<協力要請する業務>

- がれきの処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

業務	協力要請する業務
倒壊建物・がれき処理	○倒壊建物の解体業務 ○発生がれきの撤去業務
がれき仮置場の設置	○仮置場の維持管理業務 ○仮置場からのがれきの搬出
がれきの中間処理・再生利用・最終処分	○廃木材・コンクリートがら等の破碎処理 ○廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 ○再生利用施設への搬入 ○再生利用施設における優先処理 ○最終処分場へのがれきの搬入

(2) ごみ処理の現状

清掃関連施設の処理フロー、施設規模等を検討するにあたり、本市のごみ処理の現状は次のとおりである。

① ごみ処理フロー

燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ等は、中間処理場で積替えや破碎・選別し、民間処理施設で多くを資源化している。

また、回収した資源物（アルミ・鉄くず等）は、民間処理施設などで資源化处理されている。

平成27年度まで資源化できない不燃系ごみの一部は、東京たま広域資源循環組合が運営する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋め立て処分されていました。

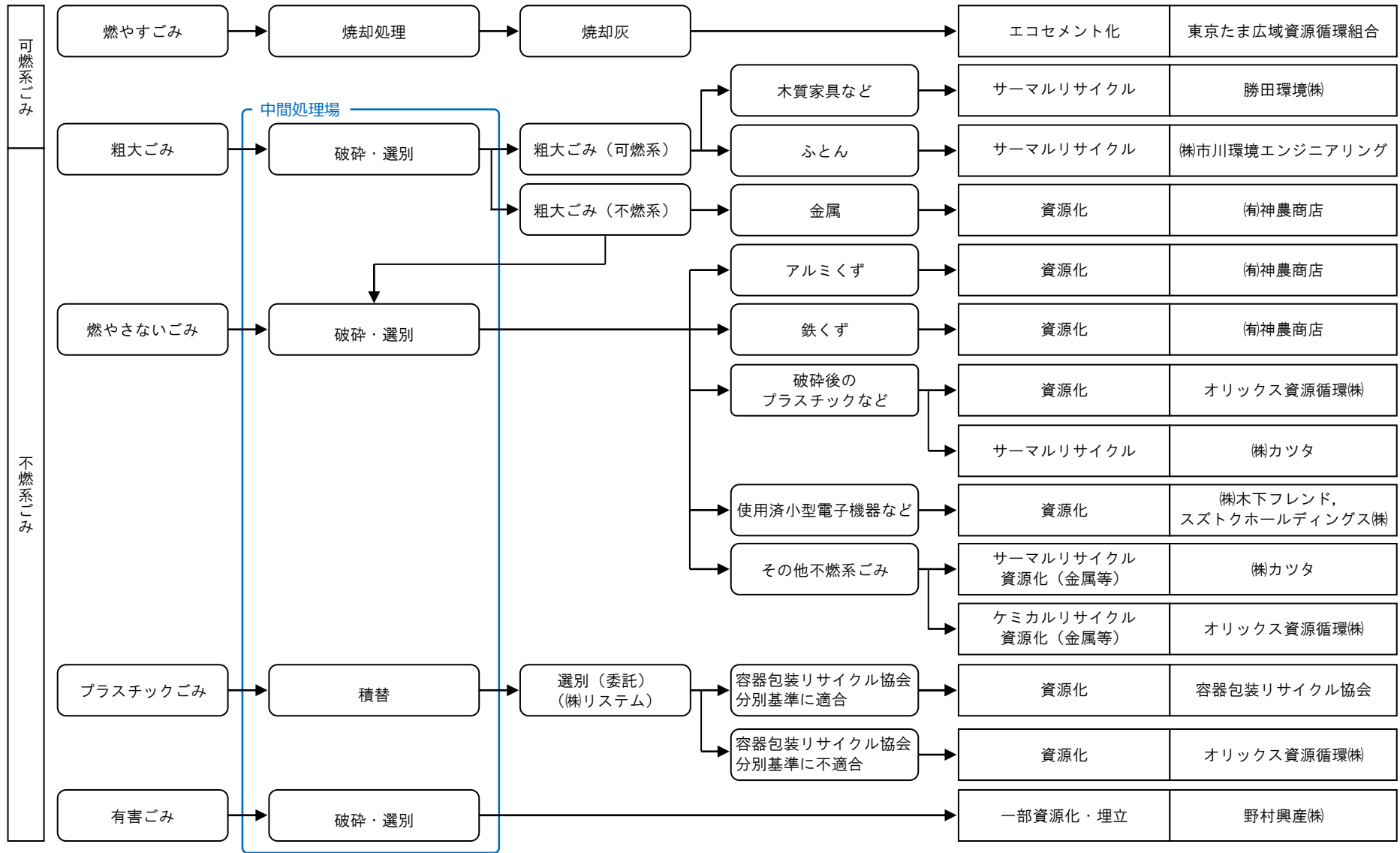


図 1. 1-1 ごみ処理フロー（平成28年度：その1）

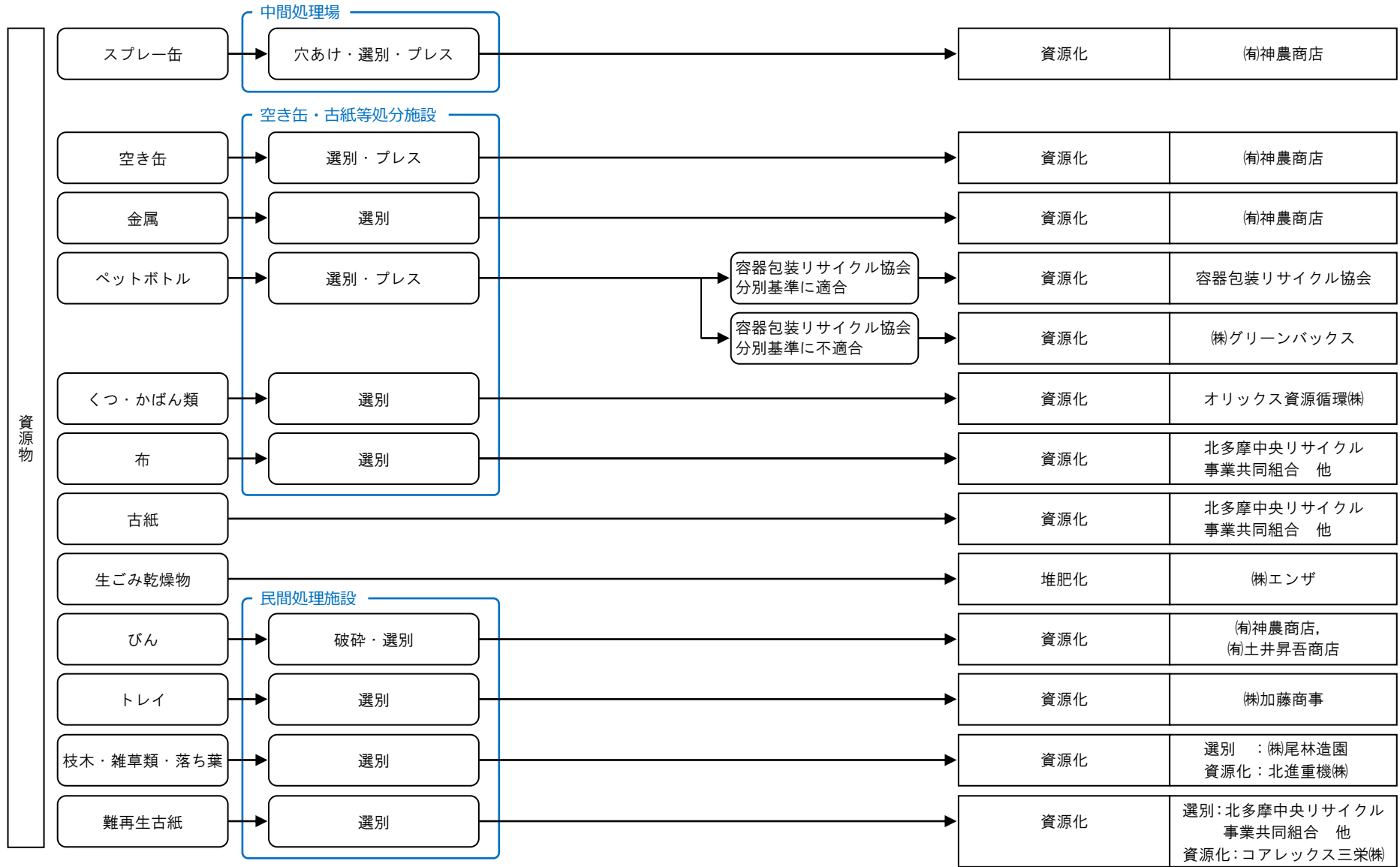
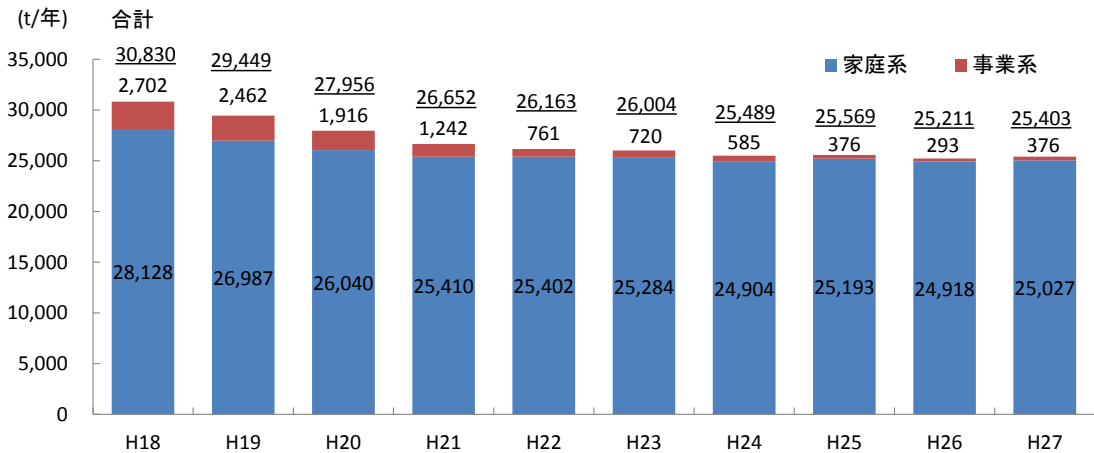


図 1. 1-1 ごみ処理フロー（平成28年度：その2）

② ごみの排出量等の現状

下記については、一般廃棄物処理基本計画策定段階（平成26年度）の傾向を記載しており、平成26、27年度の実績値を追記している。
 今後、本基本計画策定時には、平成28年度実績も加味し、傾向等の文言を修正する。

ごみ排出量は、平成18年度から平成24年度まで減少傾向となっている。平成25年度は、平成24年度と比較すると事業系一般廃棄物は減少しているが、家庭系

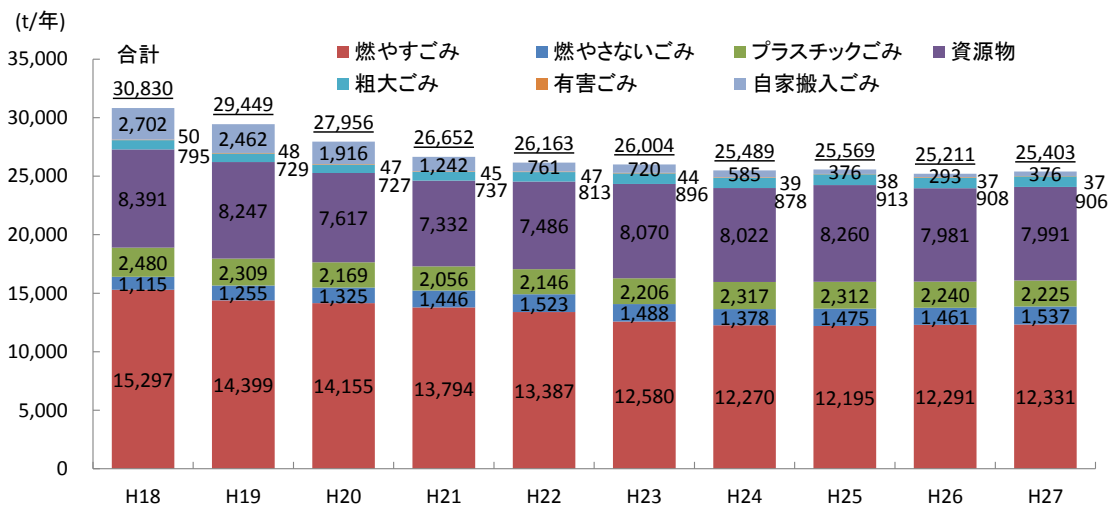


一般廃棄物が増加したため、ごみ排出量が増加している。

資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）

図1.1-2 ごみ排出量の推移

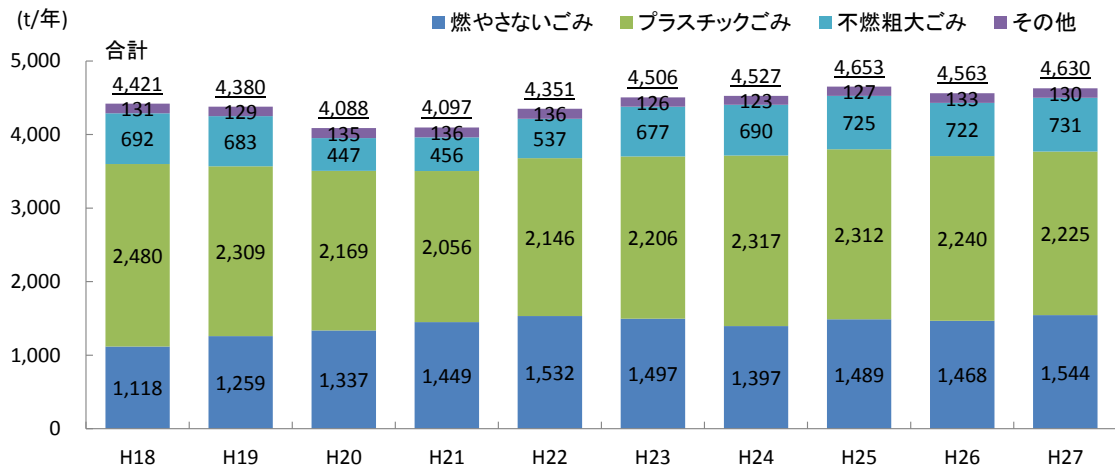
項目別のごみ排出量の推移をみると、燃やさないごみは平成18年度から平成25年度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となっている。プラスチックごみ及び資源物は平成18年度から減少傾向であったが、近年は増加傾向となっている。



資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）

図1.1-3 ごみ排出量（項目別）の推移

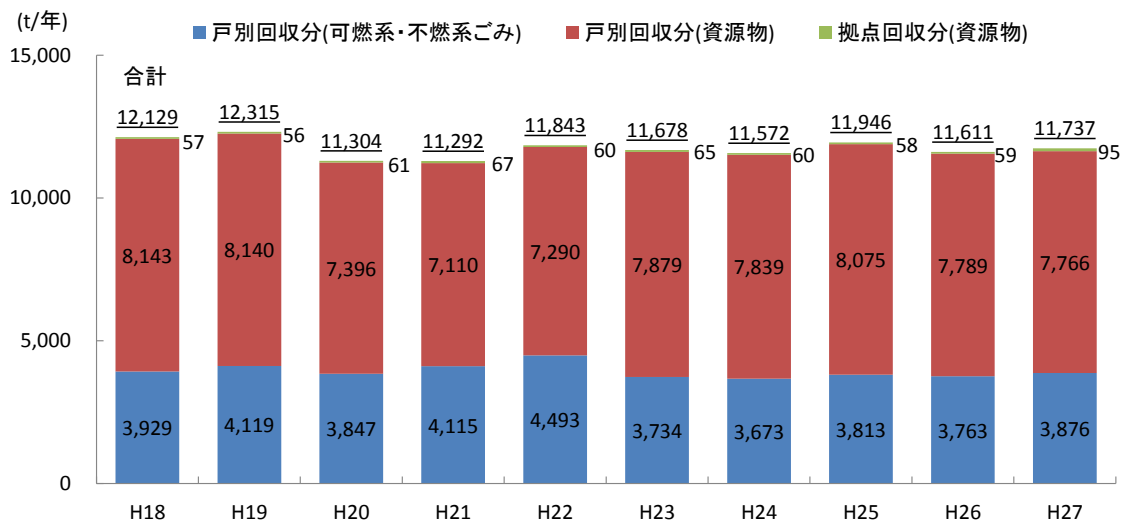
不燃・粗大ごみの中間処理量の推移をみると、燃やさないごみは平成18年度から平成25年度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となっている。プラスチックごみ及び不燃系粗大ごみは平成18年度から減少傾向であったが、近年は増加傾向となっている。



資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月）

図1.1-4 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

資源化量の推移をみると、平成18年度から平成25年度まで年度間で増減が続いている。戸別回収分（資源物）は、平成18年度から減少傾向であったが、近年は



増加傾向となっている。

資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月）

図1.1-5 資源化量の推移

③ ごみの排出量の将来推計

ごみ排出量は、減少していくと推定される。

本市の人口は今後も微増傾向が継続すると考えられ、平成36年度の人口は119,414人と推定されるが、小金井市のごみ排出量は、現在取り組んでいる施策を継続して実施することにより、減少していくと推定される。

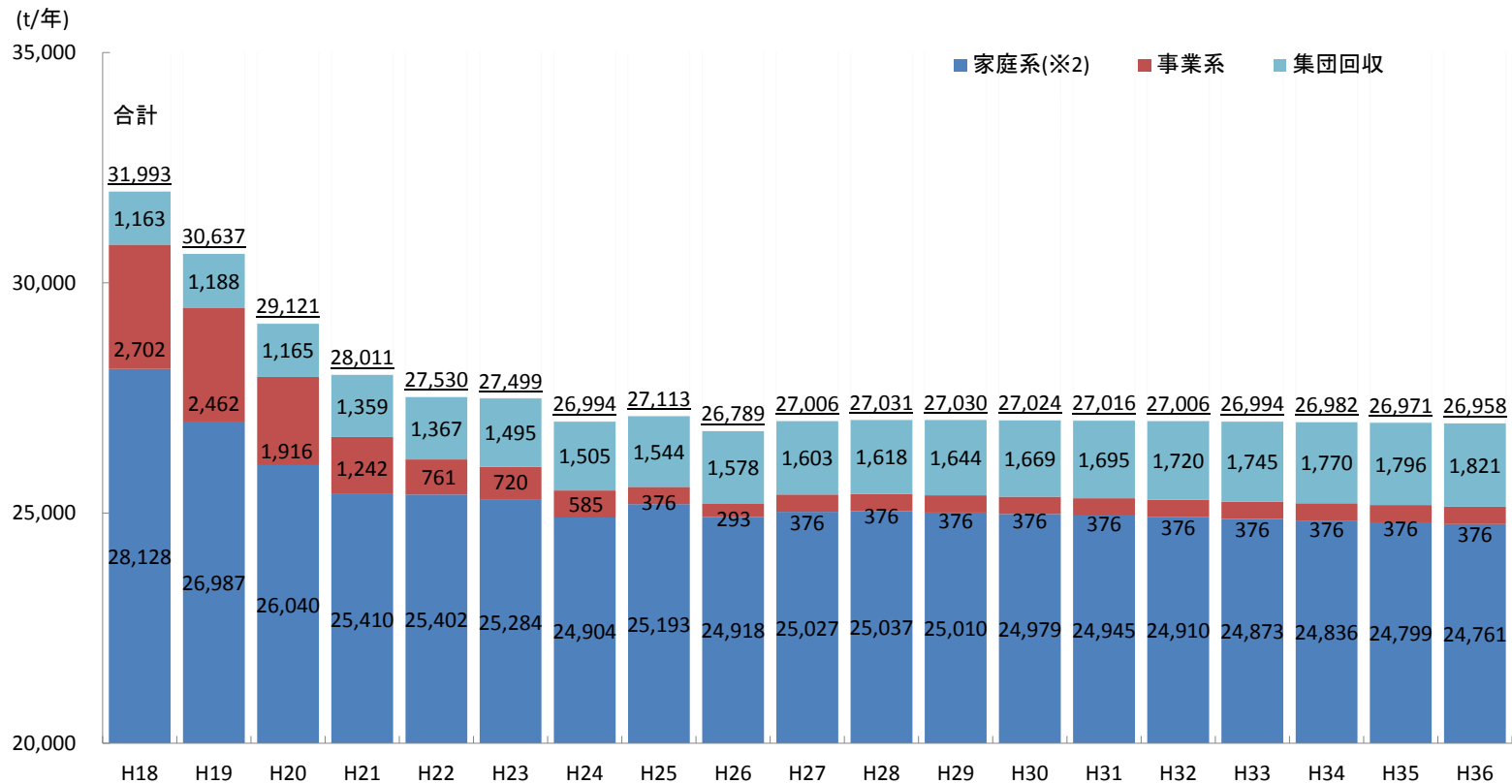


図 1.1-6 ごみ排出量の推計

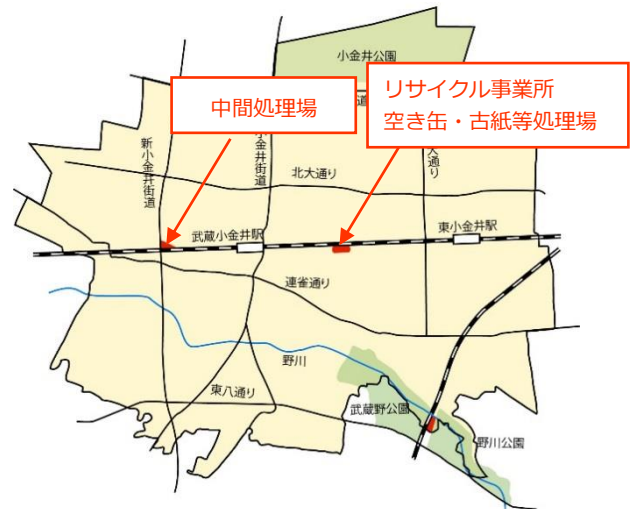
注) 家庭系とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）を合わせたごみ排出量である。

資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月）（一部加工 H27 まで実績値）

1-2 清掃関連施設の情報の整理

(1) 現状の清掃関連施設に関する情報の整理

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、中間処理場や蛇の目ミシン工場跡地（新庁舎建設予定地）で、破碎、選別等の処理を行っている。



○中間処理場（貫井北町）

敷地面積	3,850.25 m ²
建築面積	1,223.00 m ²
延べ面積	1,810.30 m ²
階数	2階
用途	不燃・粗大ごみ処理施設



○蛇の目ミシン工場跡地 （新庁舎建設予定地）

・リサイクル事業所

延べ面積	385.81 m ²
階数	1階
用途	公益社団法人小金井市シルバー人材センターが不用品の修理再生事業及び市民への販売を行っている。

・空き缶・古紙等処理場

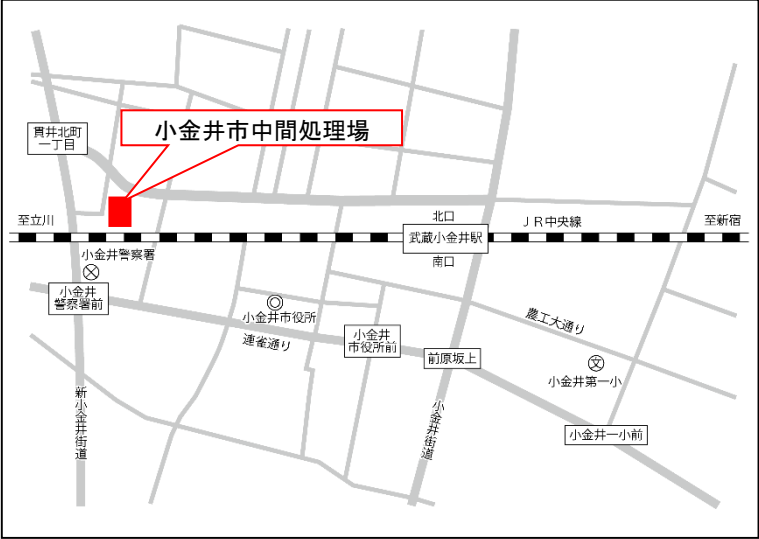
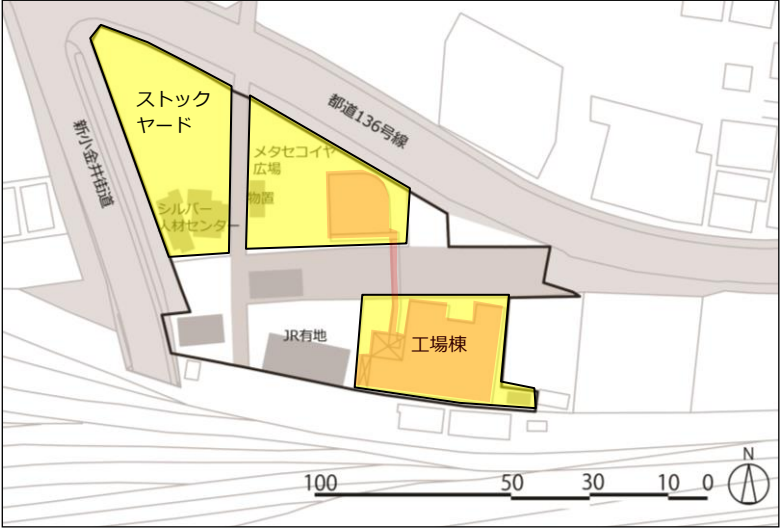
延べ面積	616.40 m ² （空き缶処理施設 260 m ² 、ペットボトル処理施設 356.4 m ² ）
階数	1階
用途	資源物整理・選別（空き缶、布、ペットボトル等）



① 小金井市中間処理場（不燃・粗大ごみ処理施設）


ア 概要

中間処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	小金井市中間処理場
所在地	<p>小金井市買井北町一丁目8番25号</p>  
処理能力	30 t / 5 h（型式：高速回転複合式縦型破砕機）
敷地面積	3,850.25m ²
建築面積	1,223.00m ² （延べ面積 1,810.30m ² ）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建設	着工：昭和60年8月2日 竣工：昭和61年11月29日 （耐用年数38年、経過年数29年）
主要機器改修工事	平成6年12月
大規模改修工事	着工：平成18年9月 竣工：平成19年3月

② リサイクル事業所(公益社団法人小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所)
ア 概要


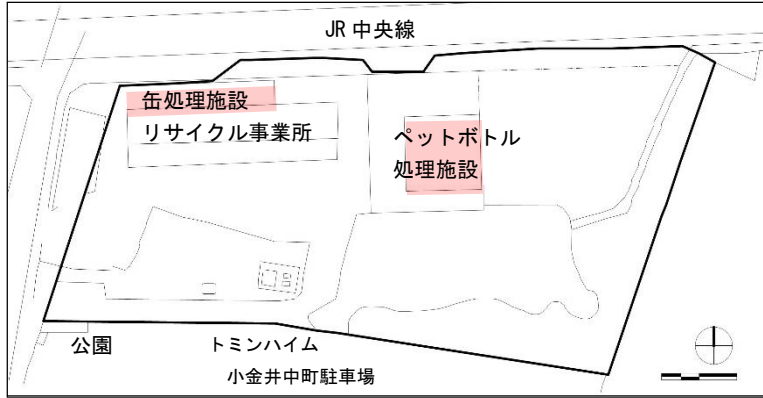
リサイクル事業所の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	リサイクル事業所
所在地	<p>小金井市中町三丁目 19 番 16 号</p> 
延床面積	385.81m ² (1棟)
構造	鉄骨造
建設	竣工：昭和 37 年 12 月 (耐用年数 38 年、経過年数 53 年)

③ 空き缶・古紙等処理場（資源物処理施設）

ア 概要

空き缶・古紙等処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	空き缶・古紙等処理場
所在地	<p>小金井市中町三丁目 19 番 16 号</p>  
延床面積	<p>①空き缶処理施設 : 260m² (1棟) ②ペットボトル処理施設 (古紙等の整理も含む) : 356.4m² (1棟)</p>
構造	鉄骨造
建設	竣工：昭和 44 年 1 月 (耐用年数 31 年、経過年数 46 年)
稼働開始日	<p>①空き缶処理施設 : 平成 8 年 10 月 ②ペットボトル処理施設 : 平成 9 年 9 月</p>

(2) 清掃関連施設の再配置候補地に関する情報の整理

清掃関連施設の再配置候補地としては、中間処理場敷地（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）とする。

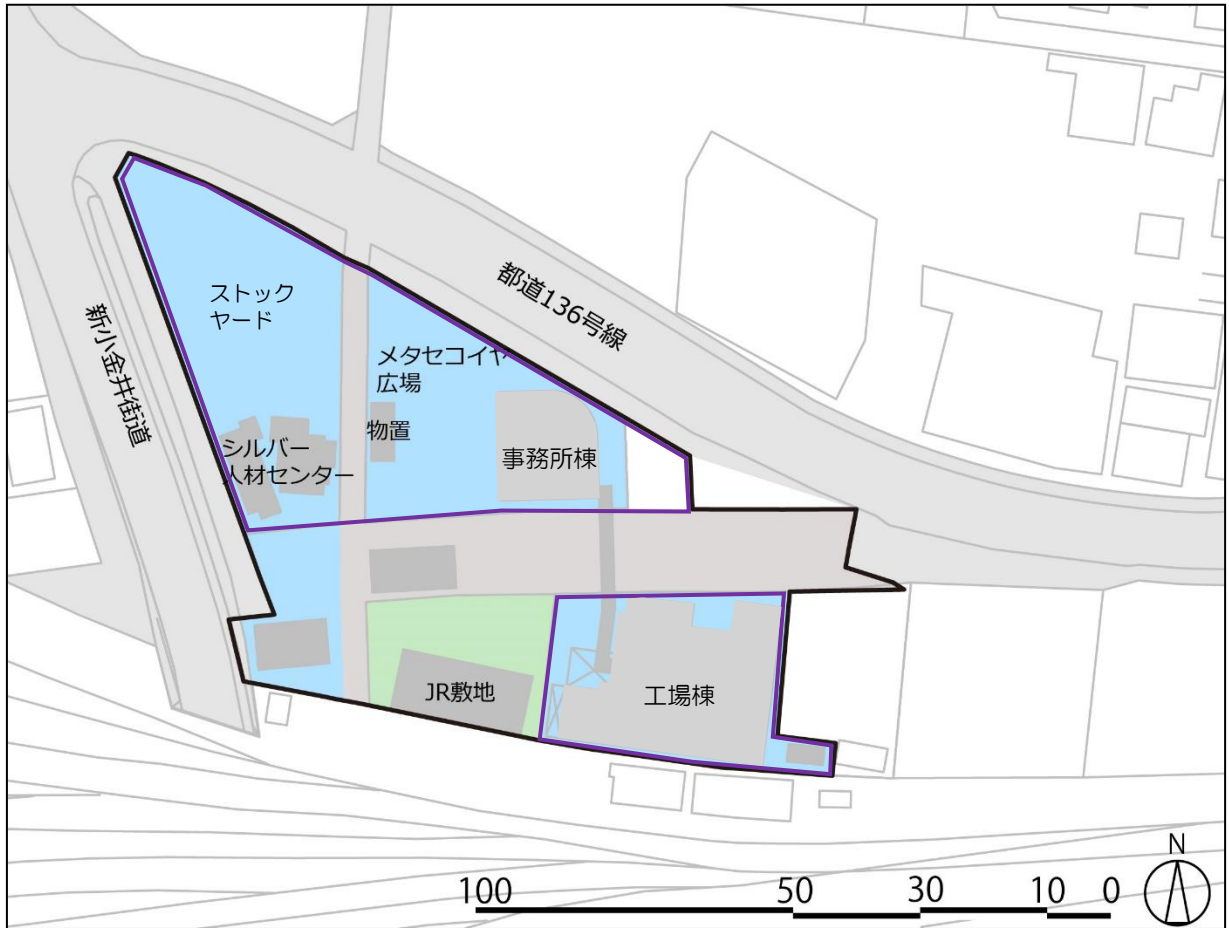


清掃関連施設の再配置候補地選考にあたっての条件

- 用途地域は、準工業地域が望ましい。
- ごみ処理施設は、処理量 5 トン/日以上で都市計画決定を要する。
- 現に市有地を基本とする。
- 現に活用計画の定まっている敷地を除く。
- 現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計 10,000 m²以上の敷地とする。

清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件

<中間処理場敷地>



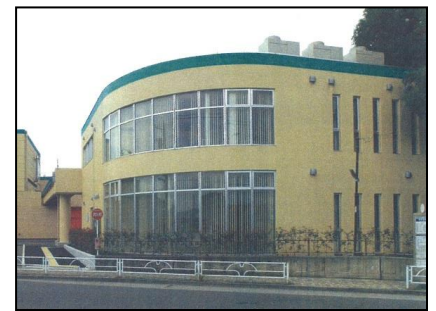
敷地条件図



工場棟

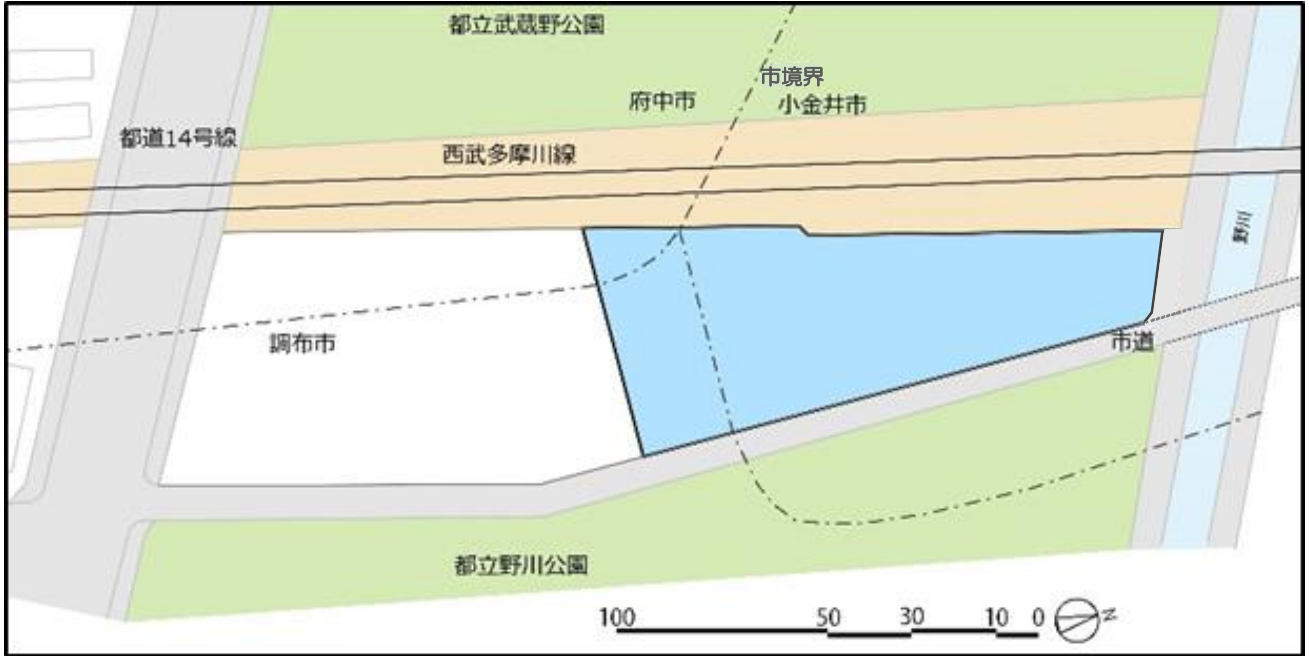


メタセコイヤ広場



事務所棟

<二枚橋焼却場跡地敷地>



敷地条件図



敷地を東から見る

第1回協議会の報告

第1回協議会が開催された。

11月16日開催 中間処理場運営協議会

11月17日開催 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会

協議会の位置づけ、検討会議委員の選出の説明が行われた後、清掃関連施設整備基本計画の検討方針等について、資料の説明、意見交換が行われた。

当日配布資料

次第

資料1 「協議会の位置づけについて」

資料2 「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱等」

資料3 「協議スケジュール（案）」

資料4 「清掃関連施設の現状」

資料5 「清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方」

資料6 「清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件」

資料7 「今後の協議会・検討会議の関連性」

第1回検討会議 資料
1、2と同内容のため省略

第2回協議会開催予定

中間処理場運営協議会 12月26日（月）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 12月27日（火）

対象となる候補地の選定経緯について

清掃関連施設の再配置候補地としては、中間処理場敷地（貫井北町）と二枚橋焼却場跡地（東町）とします。



清掃関連施設の再配置候補地選考にあたっての条件

- 用途地域は、準工業地域が望ましい。（都市計画運用指針より）
- ごみ処理施設は、処理量5トン/日以上で都市計画決定を要します。
- 現に市有地を基本とします。
- 現に活用計画の定まっている敷地を除きます。
- 現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計10,000㎡以上の敷地とします。

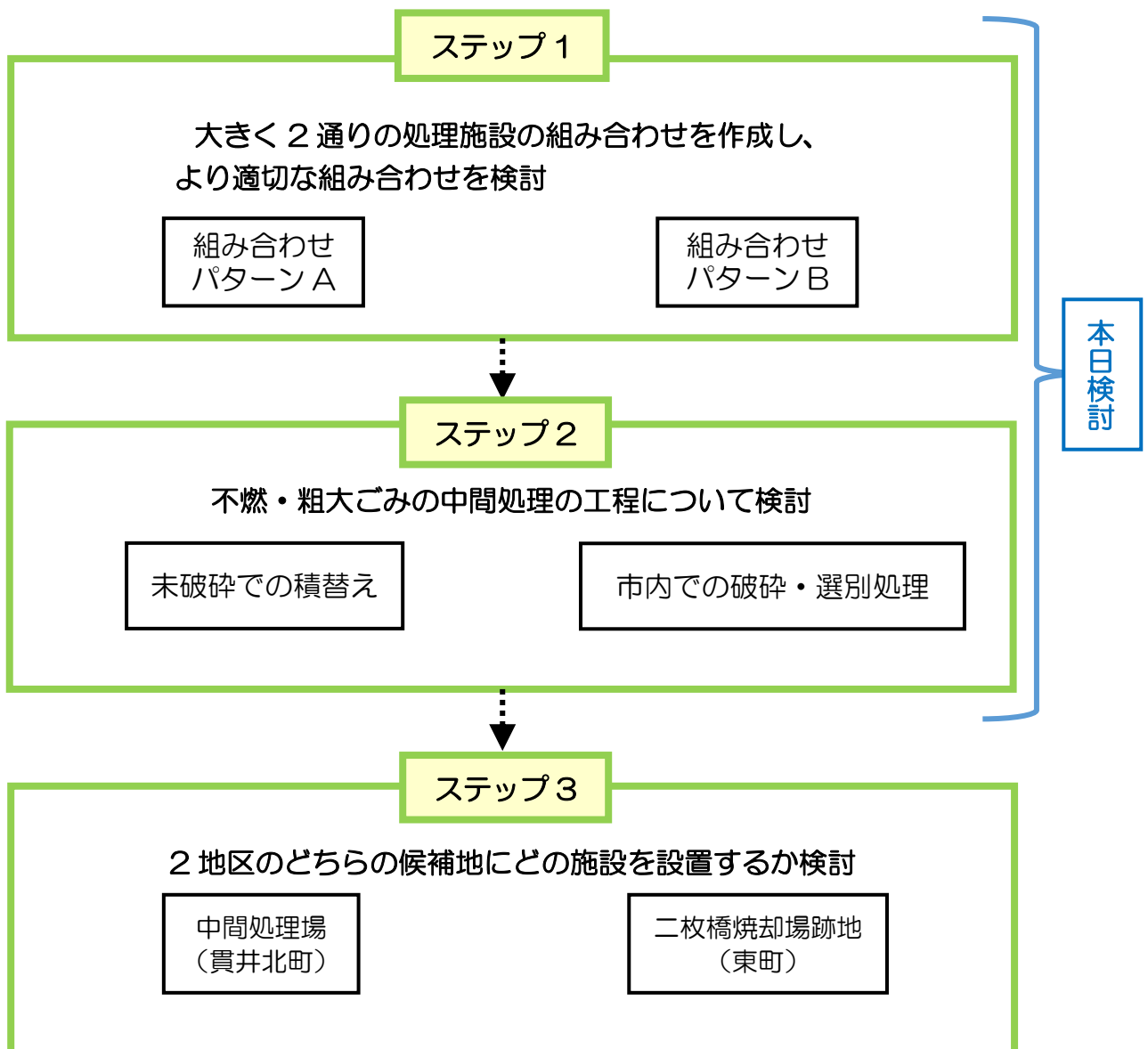
施設名	現状	都市計画（①用途地域、②都市施設）	面積	周辺道路状況	周辺居住状況	現有施設代替機能の有無等	その他
小金井市中間処理場 （貴井北町1-8-25）	不燃（破砕・選別）、プラスチック（積替） 粗大（破砕・選別）、有害（破砕・選別） スプレー缶（穴あけ・選別・プレス）	①第一種住居地域 ②ごみ処理場	3850.25 ㎡ （市道部分含まない）	行幸通（3・4・4号線） 新小金井街道（3・4・7号線）	北：公共施設、畑 東：バス駐車場 南：線路 西：新小金井街道	—	隣接地購入により内包する市道部分も一体化し、敷地有効活用が可能。
空き缶・古紙等処理場 （中町3-19-16）	空き缶（選別・プレス）・金属（選別） ペットボトル（選別・プレス）、布（選別） くつ・かばん類（選別）	①準工業地域 ②なし	616.4㎡ （車両導線除く） （総敷地面積は1.5ha）	3・4・12号線	北：高架線路 東：民家、緑地 南：集合住宅 西：集合住宅	新庁舎等建設計画への影響	空き缶は260㎡ ペットは356.4㎡
リサイクル事業所 （中町3-19-16）	リユース品展示販売	①準工業地域 ②なし	385.81㎡ （駐車スペース除く）				現運営者はシルバー人材センター
二枚橋ごみ焼却場跡地 （東町1-198-3）	更地	①準工業地域 ②なし	約3700㎡	市道537号線 東八道路（3・2・2号線）	北：河川 東：広域公園 南：東八道路 西：線路	—	府中市より1,500㎡の購入が可能。

本日の検討の対象範囲について

施設整備検討フロー

○候補地の一方に処理施設を集約するのではなく、分散して施設を整備する方針とします。

○施設整備計画の検討は次の3ステップに沿って検討していきます（ステップ1～3の検討フロー）。本日はステップ1、ステップ2を検討します。



処理施設の組み合わせの検討（ステップ1）

ステップ1では、必要となる処理施設の組み合わせの検討をします。

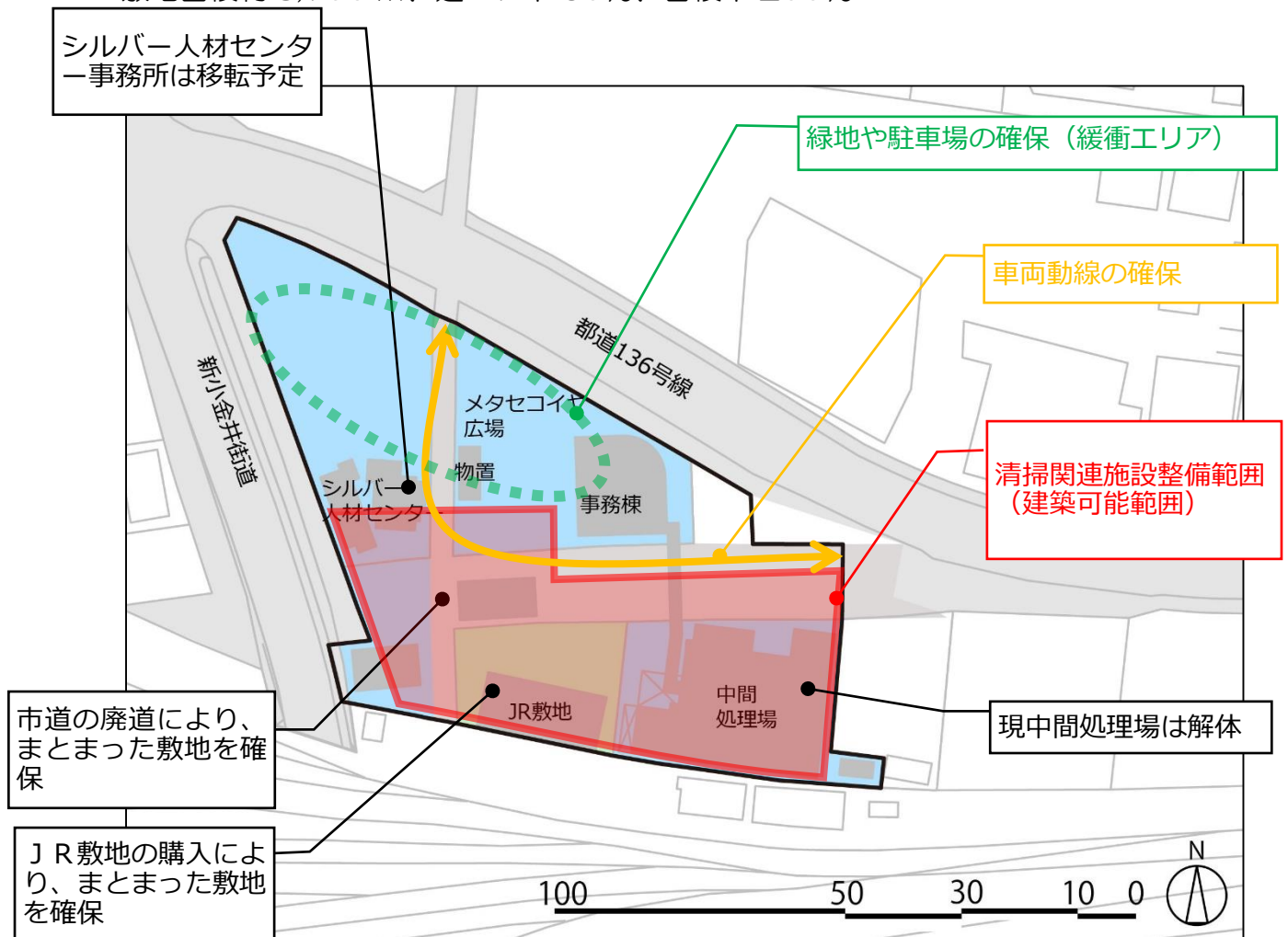
1. 処理施設の面積と建築可能な面積の検討

候補地における概ねの建築可能面積については、敷地の諸条件を考慮すると以下の通りです。

○中間処理場（貫井北町）

建築可能面積 約 2,700 m²（2階建ての延べ床面積：約 5,400 m²）

敷地面積約 5,700 m²、建ぺい率 60%、容積率 200%



敷地条件・課題図



工場棟



メタセコイヤ広場

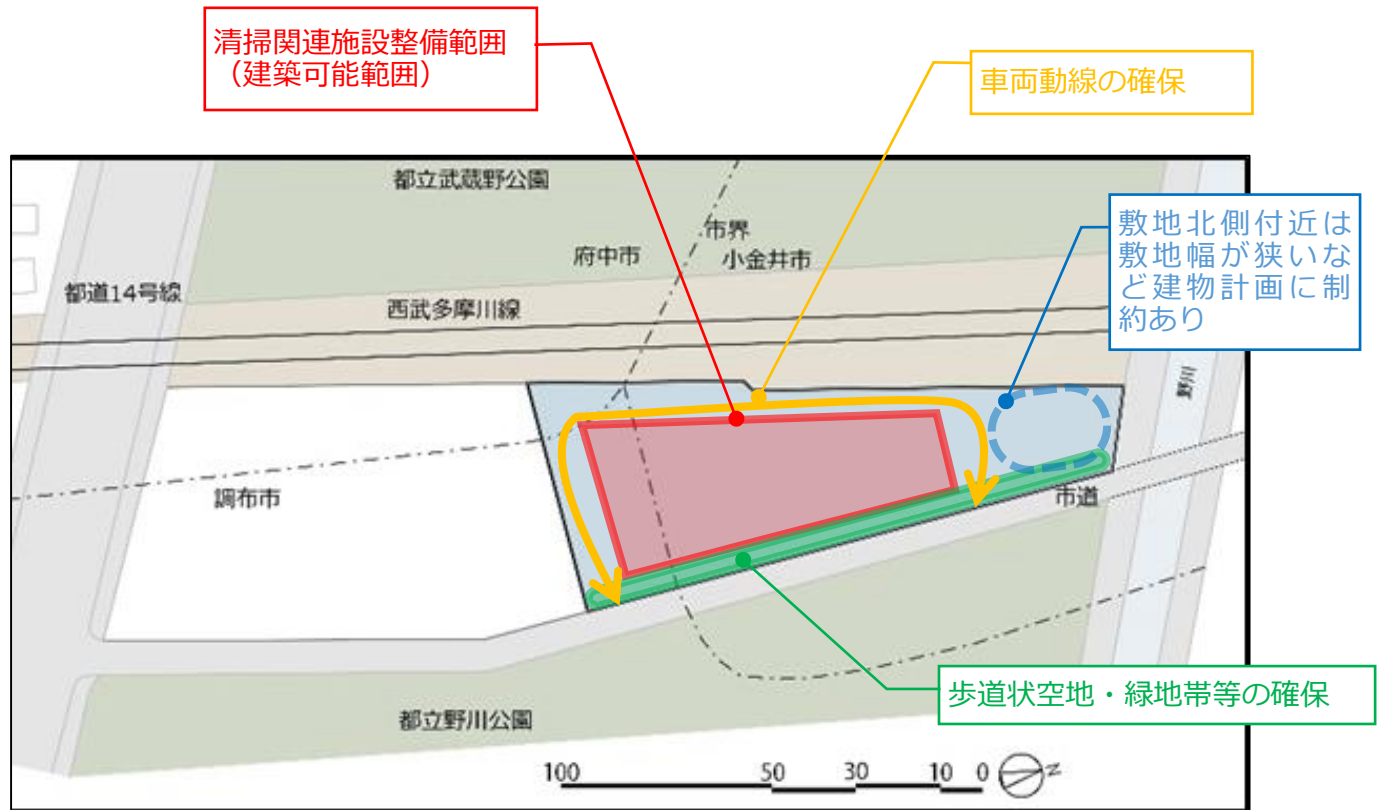


事務所棟

○二枚橋焼却場跡地

建築可能面積 約 2,250 m² (2階建ての延べ床面積：約 4,500 m²)

敷地面積約 5,100 m²、建ぺい率 60%、容積率 200%、



敷地条件・課題図



敷地を東から見る

○各処理施設の面積 小金井市には以下の8つの処理施設の検討が必要となります。

	①不燃・粗大ごみ破砕・選別処理施設	②プラスチック選別・圧縮処理施設	③リユース品展示販売所	④びん処理施設	⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設	⑥空き缶選別・圧縮処理施設	⑦古紙・布ストックヤード	⑧災害廃棄物一時保管場所
イメージ	 破砕機 (現中間処理場)	 手選別コンベア作業 (民間処理施設)	 家具等販売所 (現リサイクル事業所)  家具等販売所 (現リサイクル事業所)	   選別後のびんのイメージ (民間処理施設)	  圧縮後のペットボトル (現ペットボトル処理施設)	  圧縮後の空き缶 (現空き缶処理施設)	 布ストックヤード (現ペットボトル処理施設)	 災害廃棄物一時保管場所 (現リサイクル事業所前)
処理の流れ	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>破袋・選別 不燃ごみは破袋された後、破砕不適物等の選別除去を行います。</p> <p>↓</p> <p>破砕 粗大ごみ、選別後の不燃ごみは破砕機により破砕されます。</p> <p>↓</p> <p>選別 破砕された処理物は機械により鉄屑、アルミ屑等に選別されます。</p> <p>↓</p> <p>保管・搬出 一時保管後、リサイクル施設へ搬出します。</p>	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>選別 容リ協会(※) 不適合品の手選別除去等を行います。</p> <p>↓</p> <p>圧縮 選別された適合品は機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p>↓</p> <p>保管・搬出 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。 (不適合品は、リサイクル施設または焼却施設に搬出します。)</p>	<p>収集・搬入 不燃・粗大ごみ破砕選別処理施設などから持ち込まれます。</p> <p>↓</p> <p>修繕 家具等のリサイクル可能な物品を修理します。</p> <p>↓</p> <p>展示・販売 修理された物品は施設内の家具等販売所にて販売されます。</p>	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>選別 ガラスの色ごと(白、茶、その他)に手選別します。</p> <p>↓</p> <p>破砕</p> <p>↓</p> <p>保管・搬出 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>破袋・選別 ペットボトルは破袋された後、異物の手選別除去等を行います。</p> <p>↓</p> <p>圧縮 選別されたペットボトルは機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p>↓</p> <p>保管・搬出 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。</p>	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>選別 異物等を手選別除去します。</p> <p>↓</p> <p>選別・圧縮 機械によりアルミとスチールに選別し、圧縮して塊をつくります。</p> <p>↓</p> <p>保管・搬出 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p>収集・搬入</p> <p>↓</p> <p>保管 収集された古紙等はストックヤードに一時保管します。</p> <p>↓</p> <p>搬出 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	大規模災害時以外においては、他の目的に利用可能です。
面延積床	約 2,700 m ² (現施設約 1810 m ²)	約 2,800 m ²	約 500 m ² (現施設約 390 m ²)	約 600 m ²	約 600 m ² (現施設約 360 m ²)	約 500 m ² (現施設約 260 m ²)	約 100 m ²	-

※容リ協会とは、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を示す。

これらの処理施設は候補地の一方だけには収まらないため、分散して配置する必要があります。(2階建て延床面積の上限は、中間処理場約 5,400 m²、二枚橋焼却場跡地約 4,500 m²)

2. 相関性の高い処理施設の組み合わせについての検討

効率の良いごみ処理施設とするため、以下の8つの検討処理施設の内、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は一か所にまとめた組み合わせを検討します。

8つの検討処理施設

- ①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設
- ②プラスチック選別・圧縮処理施設
- ③リユース品展示販売所
- ④びん処理施設
- ⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設
- ⑥空き缶選別・圧縮処理施設
- ⑦古紙・布ストックヤード
- ⑧災害廃棄物一時保管場所

A. 不燃・粗大ごみ

①、③については、粗大ごみを扱う施設となります。

①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設	修理等を行うことにより製品として使用可能なものが含まれている場合、選別しリユース品となる可能性があります。
③リユース品展示販売所	資源物として回収されたものや、不燃・粗大ごみ破碎選別処理施設などから持ち込まれます。

①、③を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- ・両施設間の効率的運営を図ることができます。
- ・市民の粗大ごみの持ち込みについて、検討が可能になります。

よって、①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設、③リユース品展示販売所は、まとめて整備することがより効果的と考えられます。

B.機械処理及び手選別を行うごみ

②、④、⑤、⑥については、機械処理及び手選別を行う施設となります。

②プラスチック選別・圧縮処理施設	容リ協会不適合品の手選別除去等を行います。
④びん処理施設	ガラスの色ごとに目視により（白、茶、その他）に手選別します。
⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設	破袋したペットボトルのキャップの取り外し、異物の手選別除去等を行います。
⑥空き缶選別・圧縮処理施設	異物の手選別除去等を行います。



②、④、⑤、⑥を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- ・手選別ラインの一部共用化を検討することができます。
- ・作業員の応援体制の構築が容易となります。



よって、②プラスチック選別・圧縮処理施設、④びん処理施設、⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設、⑥空き缶選別・圧縮処理施設は、まとめて整備することがより効率的と考えられます。

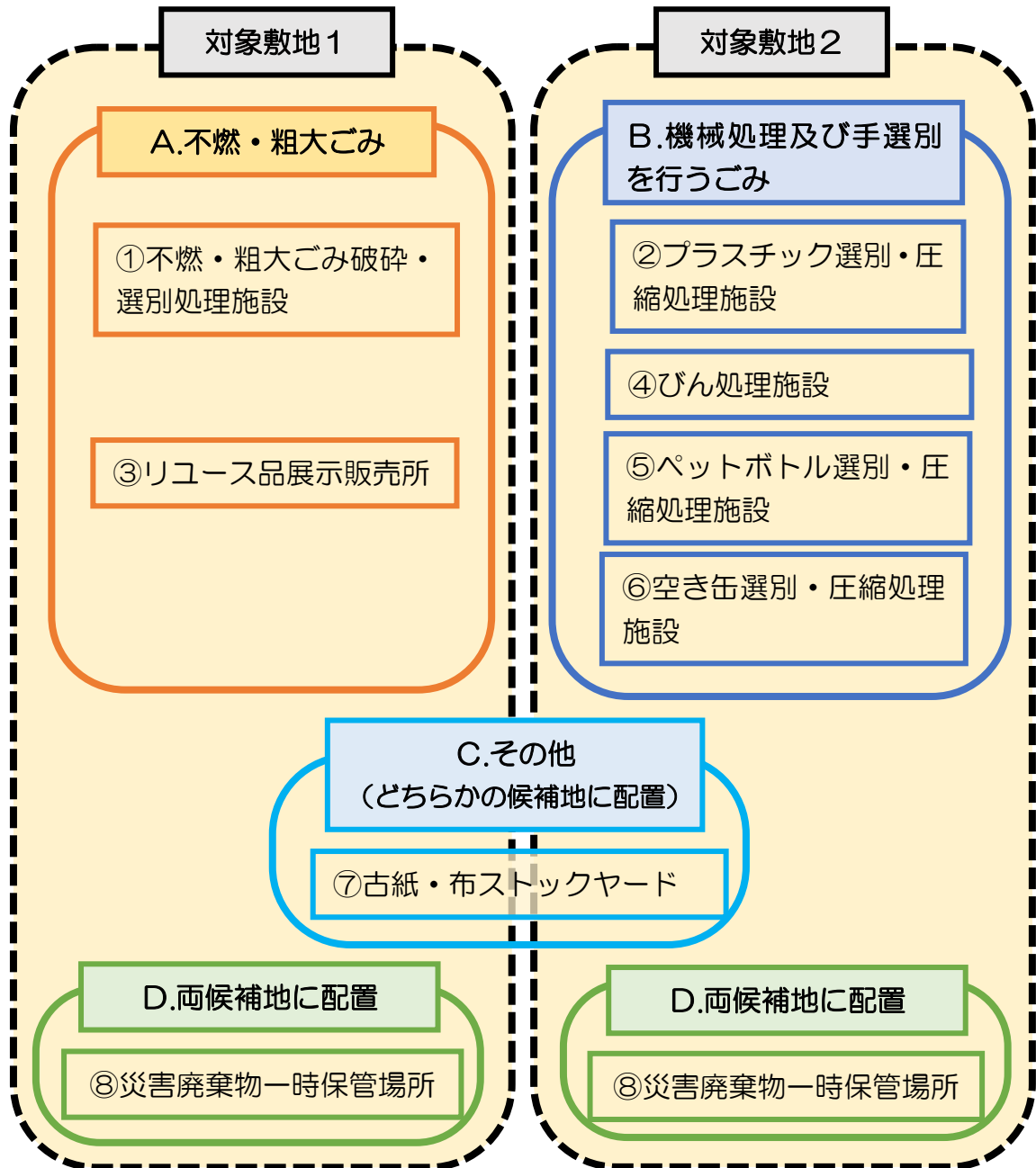
C.その他

⑦古紙・布については、一時保管のためのストックヤードが確保可能であれば、A、Bのどちらのグループに合わせて整備することも可能です。

D.両候補地に配置

⑧災害廃棄物一時保管場所については、市内に十分な面積を確保する必要があり、複数箇所整備することが望ましいと考えます。なお、通常時は駐車スペース等、他の目的の活用の検討が可能です。

相関性の高い処理施設の組み合わせのまとめ



不燃・粗大ごみの中間処理の工程の検討（ステップ2）

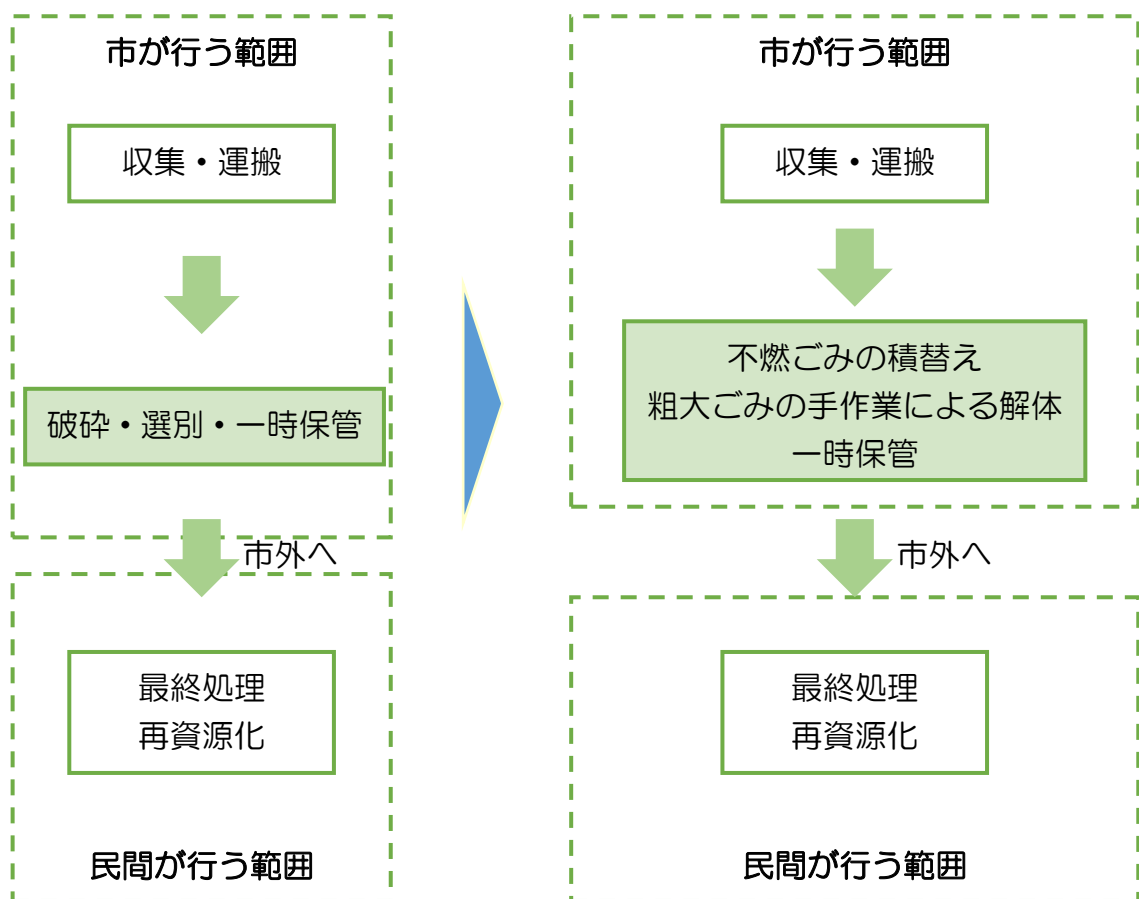
ステップ2では、不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について検討します。

1. 不燃・粗大ごみの処理フローについて

- 現在市では、不燃・粗大ごみを破砕・選別まで中間処理場で行っています。
- 新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。

現在の不燃・粗大ごみの処理工程

検討する不燃・粗大ごみの処理工程



市内に整備する新施設で行う中間処理工程

2. 中間処理工程を民間に委託する場合との比較

- 不燃・粗大ごみの中間処理工程を現状通り破碎・選別するか、もしくは不燃ごみを積み替え・粗大ごみを手作業で解体するか、この両者について、環境的側面及び社会・事業的側面において比較検討を行いました。
- 環境的側面では、施設内での作業や処理工程に伴う騒音・振動や、収集運搬車両台数の変動に伴う大気・騒音・振動等への周辺環境への影響が懸念されますが、いずれの中間処理工程においても、建屋内における作業であることや、収集運搬台数にも大きな変動がないことから、両者において大きな相違はないと考えられます。
- 社会・事業的側面では、都市計画決定手続き、建設・処理及び維持管理コスト等において両者に相違が見られる可能性があります。
特に、現状の中間処理場の工程と同様の破碎・選別を行う場合には、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となるため、その手続きを行う場合に一定期間を要する可能性があります。
一方、多くの処理工程を民間委託する場合には、民間委託先の確保が重要となってきますが、現状で複数社の民間委託先を想定できていることから、リスク回避の対応は可能と考えています。

総論としては、環境的側面及び社会・事業的側面において、両者に大きな相違が見られないことから、「小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備する」ことが、現時点ではより効率性が高いと考えます。

比較項目	現在の不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で破碎・選別まで行う場合)		検討する不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で積替え・手作業解体のみ行う場合)	
		評価		評価
環境的側面				
騒音・振動	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における騒音・振動と <u>ほぼ変わりません。</u>	○	破碎・選別を行わなくなりますが、積み替えや手作業解体を行うため、現状の中間処理場における騒音・振動と <u>ほぼ変わりません。</u>	○
運搬車両	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における車両台数と <u>ほぼ変わりません。</u>	○	収集後に破碎せずに運搬するため、容積が減少しないことから、現状の中間処理場における搬出車両台数から若干の増加が見込まれます(2台/日⇒4台/日)。	△
社会・事業的側面				
都市計画	現状の中間処理場と同様に「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となります。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が不要となります。	○
民間委託によるリスク	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における民間委託によるリスクと <u>ほぼ変わりません。</u>	○	民間企業に委託する範囲は現状よりも大きくなりますが、複数の委託先を確保することで、民間委託によるリスクを軽減することができます。	△
事業期間	都市計画決定を行う場合には、 <u>手続きに一定の期間を要します。</u>	△	都市計画決定が不要なため、 <u>最短の事業スケジュールが可能になります。</u>	○
建物規模 (建設コスト)	処理工程に変更がないため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と <u>ほぼ変わりません。</u>	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と <u>変わらないか少し小さくなります。</u>	○
処理コスト	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における処理費用と <u>ほぼ変わりません。</u>	○	選別工程等も含めて委託した場合、現状の中間処理場における処理コストと <u>ほぼ変わりません。</u>	○
維持管理コスト	経年劣化によるコストの増加が見込まれます。	△	機械設備が最小となるため、従来よりもコストの低減を見込むことができます。	○

